

キャッシュレス決済端末及びセミセルフレジ導入事業（構築）

仕様書

1. 事業名

キャッシュレス決済端末及びセミセルフレジ導入事業（構築）（以下「本事業」という。）

2. 目的

阪南市（以下「本市」という。）の行政窓口における各種事務手数料等の支払いについては、現在、市民課及び税務課においてキャッシュレス決済端末を導入しているものの、利用率が低く、さらなる利便性向上が求められている。

そこで、市民課及び税務課の決済端末を POS 機能付きのキャッシュレス決済端末へ入れ替え、支払いの簡便化を推進する。さらに、市民課においては連動するセミセルフレジ（以下「自動釣銭機」という。）及びそれらを統括的に管理する POS システムを併せて導入することで、窓口手数料支払い全体の所要時間を削減し、窓口を利用する全ての市民の利便性向上及び会計業務に係る職員の負担軽減を図る。

3. 本仕様書の位置付け

本事業は、「キャッシュレス決済端末及びセミセルフレジ導入事業（サービス利用）」（以下「サービス利用業務」という。）と一体として公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、それぞれ別に契約を締結する。

本仕様書は、機器の調達（購入）、設置、設定、研修等の導入に係る業務について定めるものであり、POS システム及びキャッシュレス決済サービスの利用、指定納付受託業務並びに稼働後の保守・運用支援は、サービス利用業務の仕様書に定める。

受注者は、本事業で導入する機器がサービス利用業務で提供される POS システム及びキャッシュレス決済サービスと確実に連動し、令和 9 年 4 月 1 日から支障なく稼働するよう導入を行うこと。

4. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※稼働開始は令和 9 年 4 月 1 日とする。機器の納入・設置・設定・動作確認・操作研修等は、履行期間中に余裕を持って完了させ、稼働開始日から円滑な運用が行えるようにすること。

5. 履行場所

阪南市役所（大阪府阪南市尾崎町 35 番地の 1）

- ①市民課
- ②税務課

設置場所及び機器構成は、別紙1「設置場所及び機器構成一覧」のとおりとする。なお、具体的な設置位置は本市と協議のうえ決定すること。

6. 業務内容

(1) 実施体制及び計画

- ①受注者は、本事業全体を統括する業務責任者を配置し、責任者を含む従事者の名簿及び連絡先を記載した実施体制表を、契約締結後速やかに提出すること。
- ②契約締結後14日以内に、作業工程、打合せ計画、連絡体制（緊急時を含む。）等を記載した作業計画書を提出し、本市の承認を得ること。

(2) 機器の調達（購入）

別紙1に定める機器を調達し、本市に納入すること。納入する機器は新品とし、所有権は検査合格をもって本市に帰属する。

(3) 機器の設置及び設定

- ①各窓口の運用に応じた端末設定、手数料等マスタ情報の初期登録、レシート様式の設定、ネットワーク設定等、稼働に必要な一切の設定を行うこと。手数料等マスタ情報の内容は本市が提供する。
- ②自動釣銭機その他周辺機器との接続及び設定を行うこと。接続方法（有線LAN又は無線LAN）は、安定した運用を確保できるものを提案すること。
- ③本市が準備する光回線（インターネット接続回線）に接続するルーターを設置し、必要な設定を行うこと。

なお、本市が準備する回線は、大阪セキュリティクラウドを想定している。

- ④設置に必要なケーブル類（LANケーブル、電源タップ等）その他の部材は受注者が用意すること。また、初期分のレシート用紙等の消耗品を、稼働後おおむね1か月分以上用意すること（数量は企画提案書に明記）。
- ⑤設置後、キャッシュレス決済（テスト決済を含む）、現金決済、取消・返金、集計・データ出力等の一連の動作確認を行い、その結果を本市に報告すること。
- ⑥自動釣銭機等の設置台（カウンター等）は本市が別途準備する。受注者は、機器の外形寸法、必要な設置スペース、メンテナンススペース、電源等の条件を本市に提示し、設置台の準備について助言すること。
- ⑦搬入・設置作業にあたっては養生を十分に行い、庁舎の設備・備品等を破損した場合は受注者の責任において原状に復すること。また、機器の転倒・落下防止及び盗難防止の措置を講じること。
- ⑧障害時の問合せ先（サポートデスクの連絡先）を記載したシール等を機器に貼付した状態で納品すること。
- ⑨各窓口に、利用可能な決済ブランドを示す掲示物（アクセプタンスマーク）及び来庁者向けの案内ポップ等を用意すること。

(4) 操作研修の実施

- ①機器及びシステムの操作方法に精通した者により、職員向けの操作研修を実施すること。
- ②研修は実機を用い、各導入窓口で1回以上（計2回以上）実施すること。窓口ごとの運用に即した内容とし、日程は本市と協議のうえ決定すること。
- ③締め処理、釣銭補充、取消・返金、障害時の対応（現金のみでの業務継続を含む）を研修内容に含めること。

（５）操作マニュアルの作成

職員向けの操作マニュアルを作成し、納入すること。専門的な知識がなくとも容易に理解でき、担当者が交代した場合にも運用を円滑に行えるものとする。作成にあたっては事前に本市と協議し、導入窓口の運用に即した内容とするとともに、本市の確認・承認を得ること。

7. 導入機器要件

機器の要件は以下のとおりとする。特定の製品・型番を指定するものではなく、以下の要件を満たす機器を提案すること。

（１）キャッシュレス決済端末（共通）

- ①POSシステムと決済端末が一体となった一体型、又はPOS端末と決済端末が連動する連動型のいずれかとし、POS操作と決済の間で金額の二度打ちが発生しないこと。
- ②タッチ決済リーダー、接触ICリーダー及び磁気リーダーを搭載し、PIN入力に対応すること。また、コード決済の読取りが可能であること。
- ③キャッシュレス決済サービスはPCIDSSの現行基準に準拠した環境で提供されるものとし、決済端末はPCIPTS等の適切なセキュリティ基準に適合すること。また、本市側でカード情報を保持しない方式（カード情報非保持）であること。
- ④カード情報及び暗証番号の通信は暗号化されること。
- ⑤キャッシュレス決済手段を支払者が自ら選択又は提示できること。
- ⑥支払者及び本市双方の利用控え（レシート）を発行できること。用紙の交換補充が簡便であること。

（２）POS端末・キャッシュレス決済端末（市民課）

据置型又はモバイル型のいずれも可とする。ただし、自動釣銭機と連動し、POSシステム、キャッシュレス決済端末及び自動釣銭機の間で金額の二度打ちが発生しない構成とする。

- ①職員用の操作画面と来庁者用の表示・操作画面（連動型の場合はカスタマーディスプレイ等を含む。）を有し、来庁者が支払金額、投入金額、釣銭額等を容易に確認できること。
- ②自動釣銭機との連動に必要な接続機能を有すること。
- ③レシートを発行できること。内蔵プリンタ又は外付けプリンタのいずれでも可とする。
- ④有線LAN又は無線LANにより通信できること。無線LANを用いる場合は本事業専用のSSIDとし、WPA2以上の暗号化を行うこと。モバイル型の場合は、SIMカードによるモバイル通信又は無線LANにより通信し、単体で会計・決済ができること。通信方法は提案による。

(3) モバイル型POS端末・キャッシュレス決済端末（税務課）

- ①SIMカードによるモバイル通信、又は本事業で設置する無線LANにより通信し、単体で会計・決済ができること。通信方法は提案による。
- ②レシートを発行できること。プリンタは内蔵型を基本とするが、携帯型プリンタとの組合せによる提案も可とする。
- ③窓口での持ち運び及び長時間の業務利用に耐えるバッテリー性能を有すること。

(4) 自動釣銭機（市民課）

- ①十分な収容能力を有すること。一万円札・五千円札・二千円札計100枚以上、千円札200枚以上、硬貨各金種100枚以上の収容能力を有することが望ましく、提案において収容枚数を明示すること。
- ②機器内部の現金残高及び金種ごとの収容枚数を確認でき、釣銭不足時には補充を案内する機能を有すること。
- ③POSシステムと連動し、POSシステム側で入出金等の操作が可能であること。
- ④釣銭の取り忘れを防止する機能（ランプ、アラート音等）を有すること。
- ⑤紙幣20枚程度以上、硬貨50枚程度以上の一括入金が可能であること。
- ⑥一万円札、五千円札及び千円札は令和6年7月発行の新紙幣及び旧紙幣に、五百円硬貨は令和3年11月発行の新硬貨及び旧硬貨に対応していること。
- ⑦来庁者が紙幣・硬貨を投入しやすい構造であること。紙幣投入口の方式等、操作性に関する工夫を提案すること。
- ⑧両替機能を有すること。また、POSシステム又は自動釣銭機本体の操作により、任意に出金できること（金種・金額を指定できることが望ましい。）。
- ⑨施錠が可能であり、鍵を別途管理できること。
- ⑩偽造・損傷した紙幣及び硬貨を識別して返却する機能（リジェクト機能）を有すること。
- ⑪紙幣詰まり等のエラー発生時に、職員が容易に復旧できる構造又は手順を有すること。

(5) ルーター等ネットワーク機器（市民課）

- ①本市が準備する光回線（インターネット接続回線）に接続し、本事業で導入する機器が安定して稼働するよう設定すること。
- ②インターネット通信障害時においても、現金による会計業務を継続できる構成とすること。
- ③無線LANを用いる場合は、アクセスポイント機能を含めて設定すること。
- ④管理画面のパスワード変更、不要なサービスの停止等、適切なセキュリティ設定を行うこと。

(6) 2次元コードスキャナ（任意提案）

2次元コードスキャナは必須要件としない。市民課における業務効率化に資する場合は、以下を参考に提案することができる。なお、提案する場合は、その費用を見積書において区分して記載すること。

- ①コンビニ収納用バーコード、地方税統一QRコード（eL-QR）等を読み取り、納付科目や納付金額等をPOSシステム上に表示できること。
- ②POSシステムと連動して使用できること。

8. 契約不適合責任及び保証

- ①納入機器は、稼働開始日（令和9年4月1日）から1年以上の保証期間を設け、保証期間内に本市の故意又は重大な過失によらない故障が生じた場合は、無償で修理又は交換すること。
- ②稼働開始後の機器保守（2年目以降の修理の取扱いを含む。）は、サービス利用業務において行う。
- ③本事業の成果物に契約の内容に適合しないもの（契約不適合）があった場合は、契約書の定めるところにより、受注者の責任において修補等を行うこと。

9. 成果物

以下の成果物を納入すること。

- ①機器一式（別紙1のとおり）
- ②実施体制表及び作業計画書
- ③機器設定内容一覧及び動作確認結果報告書
- ④職員向け操作マニュアル（電子データ及び紙媒体）
- ⑤研修実施報告書
- ⑥業務完了報告書
- ⑦その他本市が必要と認める書類

10. 情報セキュリティ

- ①受注者は、本市の情報セキュリティポリシー及び個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- ②本事業の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ③本市の庁内ネットワークに接続した機器での作業は行わないこと。やむを得ず必要な場合は、事前に本市の承認を得ること。

11. 特記事項

- ①機器の納入、設置、設定等本事業に要する経費は、全て契約金額に含むこと。
- ②本事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。一部を再委託する場合は、事前に書面により本市の承認を得ること。
- ③本事業は地方債（デジタル活用推進事業債等）又は国の交付金等の活用を予定しているため、本市が行う申請等に必要な資料の作成に協力すること。

- ④本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受注者が協議のうえ決定する。

以上